

令和8年度 新潟カーボンニュートラル構想推進・拠点開発推進に係る調査等
業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、甲が実施する「令和8年度 新潟カーボンニュートラル構想推進・拠点開発推進に係る調査等」について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 業務の名称 令和8年度 新潟カーボンニュートラル構想推進・拠点開発推進に係る調査等
- 業務の内容 別紙仕様書及び企画提案書のとおり

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金_____円（取引に係る消費税及び地方消費税_____円を含む。）とする。

（前金払）

- 第4条 甲は、乙に対し必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費を乙に支払うこと（以下「前金払」という。）ができる。
- 2 乙は、前項の規定により前金払を請求するときは、支払請求書を提出するものとする。

（契約保証金）

- 第5条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として委託料の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
 - 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。
 - 契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
 - 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。
 - 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第3項の定めにより交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。

7 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、催告後2週間以内にその履行がなされないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の遂行について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡)

第7条 乙はこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に承継させ、譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第8条 乙が、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用し、甲が当該特許権その他の権利に関して第三者から請求等を受けた場合は、乙の故意又は重過失が認められる場合を除き、甲は乙を免責するものとする。

(業務の変更、中止等)

第9条 甲は、客観的な合理性及び必要性がある場合には、乙への事前の書面による通知の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

2 前項の場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、当該変更額は別に協議する。

3 第1項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲は乙に生じた一切の損害を負担しなければならない。

(著作権等)

第10条 業務の過程で乙が創出した成果報告書、その他これに類するものの著作権は、乙に帰属する。甲は、成果報告書、その他これに類するものについて、自らのために使用する目的で、乙の承諾および乙への対価の支払いを要することなく、下記の一に該当する場合を除き、自己の責任において自由に複製、翻案、頒布することができるものとする。

(1) 甲乙合意した場合を除き、販売する目的で提供資料等を複製し、書籍や雑誌の形態で発行する利用および電子的形態でWEB等により公開する利用

(2) 甲乙合意した場合を除き、明示的であると黙示的であるとはにかかわらず、乙の名を付して行う対外的利用

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務に支障のない範囲で業務の実施状況について実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要

な指示をすることができる。

2 乙は業務の実施に関し、甲と協議の上、遂行するものとする。

(事故報告)

第 12 条 乙は、業務の遂行に関連して事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(緊急時の対応)

第 13 条 乙は業務の遂行に関連して緊急事態が発生した場合には、直ちに甲その他関係先に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、業務の遂行に関連して緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

3 乙は、前 2 項に規定する措置を講じた場合には、その顛末について、直ちに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第 14 条 業務の遂行に当たり生じた損害は、乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 甲は、不可抗力その他甲の責めに帰することができない事由により生じた乙の損害に対し、その責めを負わないものとする。

3 乙は、業務の遂行に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

4 業務の遂行に当たり、不可抗力その他甲と乙のいずれの責めにも帰することができない事由により第三者が損害を被った場合は、その損害の賠償について、甲と乙は誠意をもって協議する。

(成果報告書の提出)

第 15 条 乙は、業務を完了したときは、業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に業務の成果に関する報告書について検査を行い、乙に対し書面により通知しなければならない。ただし、当該検査は、本契約締結時点における乙の属する業界水準及び学術水準に照らして客観的かつ合理的な範囲（以下「本件検査基準」という。）において行うものとし、甲が乙に対して不合格通知をする場合には、当該報告書が本件検査基準を充足しないことにつき、客観的かつ具体的な理由を付記しなければならないものとする。

3 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合において、前 2 項の定めを準用する。

4 甲は、第 1 項の報告書受理後 10 日以内に第 1 項の通知を行わなかったときは、当該

報告書は、甲の検査に合格したものとみなす。

- 5 第1項（第3項後段において準用する場合を含む。）の検査及び第3項の補正に要する費用は、全て乙の負担とする。
- 6 乙は、成果物の納入から1年間、成果物につき契約不適合責任を負うものとする。

（委託料の支払）

第16条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、乙が提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙の指定する銀行口座に振り込む方法で乙に支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 第4条に基づき、乙は、保証事業会社と、履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、甲に対し、その保証証書を寄託して当該年度支払額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して15日以内に乙に前払金を支払わなければならない。

（発注者の契約解除権）

第17条 甲は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙がアからキまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙の役員（乙の役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができない。

（受注者の契約解除権）

第 18 条 乙は、甲が契約に違反し、又は甲の故意若しくは過失により業務を完了することが不可能若しくは著しく困難となったときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、乙に対してその補償を請求することができない。

（損害賠償）

第 19 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その直接かつ現実生じた通常の損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の故意又は重過失が認められない場合は、本契約の契約金額を上限とする。

（費用の負担）

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

2 この業務において甲及び乙以外の者を委員会等により参集した場合、その開催に係る費用（会場借上料、謝金、旅費等（ただし、乙が参加するものを除く。)) は、甲の負担とする。

（専属的合意管轄）

第 21 条 甲及び乙は、被請求人の住所地を管轄する地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄とする。

（秘密の保持）

第 22 条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して開示側当事者が受領側当事者に開示または提示した他に漏洩されれば損失となる技術上、営業上その他の一切の情報（以下「機密情報」という。）を、善良なる注意義務を持って保持するものとし、機密情報の開示側当事者の事前の書面による承諾なく第三者に漏洩してはならない。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報は機密情報として取り扱う必要はないものとする。

(1) 既に公知のもの又は受領側当事者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2) 受領側当事者が既に保有しているもの

(3) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手したもの

(4) 機密情報によらずに受領側当事者が独自に開発し又は知り得たもの

3 機密保持義務は当該機密情報が提示されてから 3 年間とする。

- 4 受領側当事者は、開示側当事者の事前の書面による承諾なく機密情報を本契約の履行の目的以外に使用してはならない。
- 5 甲及び乙は、機密情報を複製する場合には、業務の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管及び管理をする。

(個人情報保護)

第 23 条 甲及び乙は、この契約による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 24 条 甲及び乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たり、別記 2 「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事

乙

